

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する  
法律第128条第1項第1号の規定による認定申請のご案内

1 認定制度の趣旨と効果

国においては、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者への資金繰りの円滑化を図るため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づく指定を行っています。

これらの中小企業者で、震災の発生後最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期比で10%以上減少している場合、認定を受けることができ、当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置（東日本大震災復興緊急保証）」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

2 認定の要件

- ① 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること
- ② 市内に本店を有していること（個人事業主の場合、市内に事業本拠を有していること）
- ③ 許認可等を必要とする業種については当該許認可を受けていること
- ④ 震災の発生後最近3か月間の売上高等（建設工事業にあっては、完成工事高又は受注残高）が、震災の影響を受ける直前の同期比で10%以上減少していること

3 必要書類

- ① 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書（イ） 2通
- ② 震災の発生後最近3か月間及び震災の影響を受ける直前の同期の売上高を証明できる資料（合計残高試算表、総勘定元帳等）
- ③ 前期決算書（個人事業主の場合、前年度確定申告書の写し）
- ④ 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る）
- ⑤ 法人設立（開設）申告書の写し、又は個人事業の開業届出書の写し（法人で事業所が登記上の所在地と違う場合、又は個人事業主の場合に限る。ただし、決算書、確定申告書、許認可証等で事業実体のある事業所の所在地が確認できる場合は不要）
- ⑥ 許認可業種にあっては当該許認可証の写し

4 その他

- ① 申請後、概ね2日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ② 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。
- ③ 申請にあたって必要事項の聞き取りをさせていただく必要がありますので、郵送による申請は受け付けておりません。直接窓口までお越しください。